

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	36 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	56 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月及び同年 12 月
② 昭和 38 年 4 月から同年 10 月まで
③ 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで
④ 昭和 46 年 10 月から 50 年 9 月まで
⑤ 昭和 53 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料を納付しなかった時期もあったが、少なくとも、夫の保険料が納付済みとされている時期は、私も保険料を納付していたはずである。また、夫の保険料の納付が免除されている期間は、私も保険料納付の免除の申請を行っていたはずである。

社会保険事務所（当時）では、申立期間①から③までの期間及び申立期間④のうち昭和 48 年 4 月から 50 年 9 月までの期間の国民年金保険料は、既に還付済みであると言われた。私は、保険料の還付を受けた記憶が無いにもかかわらず、保険料が還付されたことになっていることに納得できない。

また、申立期間④のうち昭和 46 年 10 月から 48 年 3 月までの期間及び申立期間⑤については、保険料納付の免除の申請を行っていたにもかかわらず、同期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人及びその夫の国民年金手帳は、昭和 37 年 11 月に夫婦連番で発行されており、特殊台帳等によれば、申立人が主張するとおり、国民年金の加入手続後、申立人及びその夫は、国民年金保険料の納付や免除の申請手

続を夫婦一緒に行っていたことが確認できる。

2 しかし、申立人は、平成 20 年 7 月に帰化するまで、日本国籍を有しておらず、申立期間①から④までの期間及び申立期間⑤のうち昭和 53 年 4 月から 56 年 12 月までの期間については、その当時施行されていた国民年金法により、日本国籍を有しない者は、国民年金の適用が除外されていたことから、国民年金保険料の納付及び保険料納付の免除の申請を行うことができない期間であり、申立人の主張は十分理解できるものの、後日、申立人の国民年金手帳記号番号が取り消され、同期間が国民年金の未加入期間とされたことは、制度上、やむを得ないものであると考えられる。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間①から③までの期間及び申立期間④のうち昭和 48 年 4 月から 50 年 9 月までの期間は、国民年金保険料が還付されたことが記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付がなされていないことを推察できる事情も見当たらないことから、申立期間の保険料は還付されていたとするのが相当である。

3 一方、昭和 57 年 1 月以降は、日本国籍を有していない在日外国人も、国民年金の強制加入者となり得る期間であり、申立期間⑤のうち昭和 57 年 1 月から 60 年 3 月までは、申立人の夫の国民年金保険料は納付が免除されており、前述 1 のとおり、申立人とその夫は、保険料の納付や免除の申請手続を夫婦一緒に行っていたことを考え併せると、同期間については、申立人も保険料納付が免除されていたとしても特段不合理な点は認められない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料の納付を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年3月まで

私の国民年金への切替手続は、A社を退職後、しばらくたってから、母親が行ってくれたと思う。

国民年金保険料については、市役所か社会保険事務所（当時）から、つづられたものが送付されてきたので、母親が店に定期的に来ていた銀行の担当者へお金を渡し、家族の分と一緒に納付してくれていた。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和63年10月の退職から、しばらくして、母親が国民年金の加入手続を行った後、市役所か社会保険事務所から、つづられたものが送付されてきたので、母親が家族の分と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立内容については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、平成元年6月であることが確認できる上、切替手続もこの前後で行われたと考えられること、及び申立期間の保険料については、社会保険事務所が発行する納付書によって、過年度納付が可能であったことから、不自然さは見当たらない。

また、申立期間直前の昭和63年10月から同年12月までの国民年金保険料は、過年度納付されていることが確認できることから、同様に、申立人は、申立期間についても、保険料の過年度納付書を所持し、保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間が1回、かつ3か月と短期間である上、申立人は、ほかに国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親及び一緒に納付していたとする父親の申立期間の保険料は、納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、平成5年4月に就職したが、その会社の担当者から、国民年金に加入している者は入社前に国民年金保険料の納付状況について確認しておくようにと指示され、区役所に行ったことを憶えている。区役所で保険料の納付状況を確認したところ、職員から「未納は無い。」と言われたと思う。保険料については、自宅に送られた納付書を使って自宅近所の郵便局で納付していたことと金額が月額1万円程度だったことを憶えているが、納付時期や頻度等を思い出すことはできない。「ねんきん特別便」では、3年4月から4年3月までの保険料が未納とされているが、区役所で未納は無いと言われた記憶もあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月から入社することが決まった会社の担当者から、入社前に国民年金に加入している場合は国民年金保険料に未納がないか確認をしておくように言われ、区役所に行ったことをはっきり記憶していると述べている。確かに、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号の被保険者の20歳到達時期及び手帳記号番号払出簿から、申立人は、同年2月又は同年3月に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、就職することとなった会社の担当者の言葉を受けて、区役所に出向き、国民年金の加入手続を行ったと考えられる。その際に、国民年金の担当窓口で、国民年金に未加入であり、その時点では、申立期間の保険料は過年度分として納付することが可能である旨の説明を受けたものと考えても不自然ではない。現に、このような過年

度保険料の納付方法に関して、申立人が申立期間に居住していた区は、当時の資料が残されていないため正確には分からないとしつつも、加入手続の際に、窓口の職員が過年度分の納付書の発行について説明を行うのが一般的であったと回答しており、申立人に対しても、希望があれば過年度分の納付書を発行し、その納付書で資格取得時期の3年4月までさかのぼって保険料を納付することができること、過年度納付を行うことで未納を解消できることなどの説明が行われた上で、過年度分である申立期間の納付書が発行されたと考えても特に不自然ではない。

また、前述のように、当時、申立人には、平成5年4月の就職を控えて国民年金保険料の未納を解消しておかなければならないという強い動機があったことに加え、申立期間直後の4年4月から5年3月までの保険料を納付していること、申立期間の保険料額は申立人の記憶している金額とほぼ一致していることなどを考え併せると、申立人が、申立期間について、過年度分として納付書の発行を受け、保険料を納付したものと考えても不合理ではない。

さらに、申立期間は1回、かつ12か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外に未納は無く、国民年金保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から4年3月まで

私が20歳になった平成元年*月ごろに、母親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、母親が、口座振替で納付していたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人が20歳になった平成元年*月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、その母親は、「息子（申立人）が20歳になったら、国民年金に加入して国民年金保険料を納付するべきだと思っていた。夫に相談したところ、そうした方がいいと言われたので、私が市役所で加入手続を行った。私の友達の中には、子供の国民年金の加入は必要無いと言う人もいたが、私は、親の義務であると思っていたので、息子の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。」と証言しており、国民年金の加入動機が明確であり、その母親の友人は、「申立期間当時、申立人の母親が、申立人の保険料を納付している旨聞いたと思う。」と証言している上、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳があったはずであると述べているところ、その母親は、「息子の国民年金の加入手続を行った際に、年金手帳を受け取った。その手帳は、現在息子が所持しているものとは別の手帳である。」旨証言している。

また、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の父親の収入から納付したと述べているところ、申立期間当時のその父親の標準報酬月額額は、最高等級で推移していたことが確認できることから、申立期間の保険

料を納付するだけの資力を有していたものと確認できる上、申立人の母親が納付したとする保険料の金額は、申立期間当時の保険料月額とおおむね一致している。

さらに、申立人の母親は、国民年金加入期間のうち2か月間を除いて未納期間は無く、任意加入して国民年金保険料を納付している期間もあること、及び被保険者資格の種別変更手続を複数回適切に行っていることから、保険料の納付意欲及び国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から39年3月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

私は、昭和38年ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続当時、働きながら夜間の大学に通っていたので、国民年金保険料は、「今は経済的に払えない。」と言うと、役所の担当者から、「2、3年以内ならさかのぼって保険料を納付することができる。」と説明を受けた。私は、その後、区役所で、給料から少しずつ貯めたお金でさかのぼって保険料を納付していた記憶があるにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続後、給料から少しずつ貯めたお金で、国民年金保険料をさかのぼって納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付し、その期間の一部の保険料を連続して前納していることからみても、総じて申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間②については、特殊台帳によると、同期間直前の昭和40年度の国民年金保険料を過年度納付し、同期間直後の42年度から44年度までの保険料も、毎年度の終わり近くに一括納付していることが確認できるなど、給料から少しずつ貯めたお金で保険料を納付したとする申立人の説明と合致しており、申立人が、12か月と短期間である同期間の保険料を納付したと考えても特段不合理な点はみられない。

2 一方、申立期間①については、申立人は、加入手続後に、国民年金の被保険者資格取得日までさかのぼって国民年金保険料を納付したと述べているが、保険料をさかのぼって納付した時期や回数などを憶^{おぼ}えていないなど、同期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの期間、48年4月から同年7月までの期間及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで
② 昭和48年4月から同年7月まで
③ 昭和48年11月

私は、20歳になったころ、自ら国民年金の加入手続を行い、当時住み込みで働いていたA店の近くの金融機関で国民年金保険料を納付し始めた。

昭和48年6月に結婚してからは、夫が私と夫の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。国民年金に加入してから未納が無いように納付してきたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳のころに国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を始め、結婚後においては、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を欠かさず納付してきたとする主張については、申立人の年金手帳は、申立人が20歳当時居住していた区の被保険者名簿により、昭和47年10月に発行されたものであることが確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられること、及び申立期間以外には、保険料の未納がなく、結婚後においては申立人の夫にも保険料の未納が無いことから、不自然な点は見当たらない。

2 申立期間①について、加入手続時点では、国民年金保険料を過年度納付することが可能であったこと、及び申立人が国民年金の加入手続を行った区では、窓口で過年度納付用の納付書を備えており、その場で発行していたことがうかがえることに加えて、申立期間①当時同居していた店主の妻

が「申立人が20歳になったころから保険料を納付していた。」旨証言している。

また、申立期間①は6か月と短期間であることを考え合わせると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 3 申立期間②及び③について、申立人は、昭和48年6月に結婚し転居した際に、その夫が、申立人の住所や氏名の変更手続を行った後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしている。

確かに、申立人は、転居後の区において申立期間②直後の昭和48年8月の国民年金保険料を納付していることに加え、前述したように当該期間について申立人の夫は納付済みとされていることを踏まえると、申立期間②の保険料についても、転居後の区ですべて納付したか、若しくは転居前の区では納付書による保険料の納付は3か月単位であったことから、同年4月から6月までの保険料を転居前の区で発行された納付書を用いて納付し、同年7月の保険料を転居後の区で納付した可能性が高いものと認められる。

また、申立期間②及び③については、それぞれ4か月、1か月と短期間である上、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も納付済みである。

さらに、申立期間③について、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人及びその夫の住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間③のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人が申立期間③当時居住していた区では、2か月単位で国民年金保険料を納付する扱いであったことを考え合わせると、1か月分である申立期間③の保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 4 申立人は、申立期間以外の加入期間においては、国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している年度も多いなど、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月から43年3月までの期間、52年1月、53年4月から55年2月までの期間及び平成14年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から43年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで
③ 昭和53年4月から61年3月まで
④ 平成14年5月

私の父親は、私が父親の経営していたA社で働いていたとき、私の将来のことを考えて私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が結婚する前の申立期間①については私の父親が納付し、結婚後の申立期間②、③及び④については私の夫が納付したはずである。申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する国民年金手帳によると、申立人は、昭和44年7月に国民年金の加入手続を行っていることが確認できることから、この時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であった上、申立人は、その父親が家族の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、当時、申立人と同居していたその両親及び兄の保険料は納付済みであることから、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然であるとともに、申立期間①は7か月と短期間である。

申立期間②について、申立人は、その夫が国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当該期間直後の昭和52年4月から同年7月までの保険料については、申立人は、厚生年金保険の加入期間であったものの、保険料を継続して納付し、後に還付されていることが確認できることから、

当時、当該期間前後の保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人及びその夫の住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の当該期間のみが未納とされているのは不自然である。

申立期間③のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、その直前の保険料は納付済みとなっており、当時、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、保険料の納付をやめる理由は特段見当たらない上、申立人の夫は、保険料の納付書が送付されてくれば、税金と同様に必ず納付していたと証言しているところ、当該期間前である 52 年 4 月から同年 7 月までの保険料について、申立人は厚生年金保険加入期間であったにもかかわらず納付書が送付されてきたことにより保険料を納付していることが確認できることから、当該期間についても継続して保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

申立期間④について、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫は、平成 14 年分の確定申告書を所有しており、それに記載されている国民年金保険料額は、当時の夫婦二人分の保険料額と一致していることから、申立期間④の保険料を納付していたものと認められる。

- 2 一方、申立期間③のうち、昭和 55 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料について、申立人は、その夫が保険料を納付したと主張しているが、当時の保険料の納付状況及び 55 年 3 月に転居した際の国民年金の住所変更手続についての記憶が曖昧であり、申立人の所有する年金手帳には転居後の住所の記載が無いことから、当時、申立人の国民年金の住所変更手続は行われておらず、納付書は発行されなかったものと推認できる。

また、申立人が所有する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 55 年 3 月に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間③のうち 55 年 3 月から 61 年 3 月までの期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であった上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間③のうち昭和 55 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月までの期間、52 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 4 月から 55 年 2 月までの期間及び平成 14 年 5 月の国民年金保険

料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和 52 年 2 月及び同年 3 月については厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金保険料が還付された記録が無いものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 55 年ごろに区役所へ行った際、年金課の職員から、「あなたは 4 年ほど未納がありますが、今からでもさかのぼってまとめて納付できますよ。年金をもらう時にお得ですよ。」と言われたことから、当時同居していた私の姪に金融機関で私の預金を解約してもらい、そのお金の一部を持って区役所の窓口で納付した。未納期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したはずであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年ごろに区役所の職員に勧められて申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、この時期は第 3 回特例納付が実施されていた時期である上、申立期間は国民年金の強制加入期間であったことから、保険料を特例納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間について実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人の姪は、申立人から区役所の職員にさかのぼって保険料を納付するように勧められた話を聞いたことを記憶しており、申立人から依頼されて金融機関で預金の解約を行った旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納し、付加保険料を納付している期間も確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月

平成5年12月ごろに私の母親が、私の国民年金の加入手続を行った。その後、母親が、私が20歳の時から加入手続時までの国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成5年12月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、6年1月に払い出されており、申立期間直前の3年11月及び同年12月の国民年金保険料が、5年12月に過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月に行われたものと推認でき、その時点では、申立期間は、保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間後の平成5年4月から6年2月までの国民年金保険料は、同年1月に現年度納付されていることが、オンライン記録により確認でき、その時点でも、申立期間は、保険料を納付することが可能な期間であることから、1か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間直後の平成4年2月から5年3月までの国民年金保険料は、6年3月に納付されていることが、オンライン記録により確認でき、この保険料に申立期間の保険料、5年12月及び6年1月に納付された保険料を合計した金額は、申立人の母親がさかのぼって納付したとする金額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 59 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 59 年 11 月まで

私は、私の両親から国民年金に加入しないと社会保障を受けられなくなるということを教えてもらったことから、昭和 54 年 8 月に役場で国民年金の加入手続を行った。その後、転居するたびに国民年金の住所変更の手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間についても、自分で資格喪失の手続を行った^{おぼ}えは無く、保険料を納付したはずである。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、転居するたびに国民年金の住所変更手続を行い、国民年金保険料を納付しており、申立期間についても資格喪失の手続を行った^{おぼ}えは無く、同様に保険料を納付し続けていたと主張しているところ、オンライン記録によると、昭和 59 年 10 月 18 日に、申立人の国民年金の被保険者資格喪失日が 57 年 11 月 5 日であったとして、さかのぼって訂正されていることが確認できることから、資格記録が訂正されるまでは、申立人は被保険者であり、申立期間のすべてについて納付書は送付され、それによって保険料を納付することが可能であったと考えられることから、申立内容に不自然さは認められない。

また、オンライン記録では、申立期間のうち、当初納付済みとされていた昭和 57 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料は、前記のとおり申立人の国民年金の被保険者資格喪失日が同年 11 月 5 日にさかのぼって訂正されたことにより、60 年 3 月 25 日に還付決議がなされ、同年 5 月 2 日に申立人の金融機関の口座に還付金として振り込まれていることが確認できるが、その

還付理由は「厚生年金等加入」とされているものの、申立人が、申立期間当時、厚生年金保険その他被用者年金制度に加入した形跡は見当たらないため、誤還付であったものと考えられることから、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付書により2か月ごとに金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、納付書により2か月ごとに保険料を収納していたことが確認できる上、金融機関で納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、その年金手帳の記載内容から、氏名変更及び住所変更の手続を適切に行っていたと考えられることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4131

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月及び51年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月及び51年1月

私が20歳になったときに、母親が私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚したときに母親から国民年金手帳を渡された。その際、母親から、これからは自分で国民年金保険料を納付するように言われていた。

申立期間当時の国民年金保険料については、2か月ごとに自宅に来ていた集金人に、1人1か月当たり1,000円ぐらいの金額を夫婦二人分一緒に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を2か月ごとに集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在し、納付周期が2か月であったことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとするその夫については、申立期間の保険料の一部は納付済みとなっている上、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年3月までの期間、53年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から51年3月まで
② 昭和53年1月及び同年2月

私は、昭和50年8月に会社を退職した後に転居し、51年4月ごろに、転居先の市役所で国民年金の加入手続を行った。退職した会社の上司から、「年金の期間が切れないようにしなさい。」との助言があったので、退職してから国民年金の加入手続を行うまでの申立期間①の国民年金保険料を、納付書により、金融機関でさかのぼってまとめて納付したと思う。

申立期間②当時、私は叔父が経営する会社に勤務していたが、叔父の会社が昭和53年3月に厚生年金保険の適用を受けるまでは、それまでと同じように納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和51年4月ごろに国民年金の加入手続を行った際に、当該期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、同年5月ごろと推認でき、当該期間の保険料を過年度納付により納付することは可能であった上、当該期間の保険料額は、納付済みとなっている申立期間①直後の同年4月以降の保険料より安価であることから、申立人が申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②について、申立人の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立人は、申立期間②直前の昭和52年5月から同年12月までの

国民年金保険料を、53年2月に納付していることが確認でき、その際に、保険料額が同額であり、2か月と短期間である申立期間②の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間①及び②は、それぞれ8か月及び2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月、同年 5 月、55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 55 年 2 月及び同年 3 月

私が 20 歳になったころ、父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

私は、申立期間だけ国民年金保険料を納付しなかった記憶も無く、申立期間の前後も保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、国民年金に任意加入し、申立期間を除き、任意加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間①について、過年度納付されている申立人の昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、特殊台帳の昭和 47 年度の摘要欄に「納付書」と押印されており、その前後の保険料の納付状況から、申立人は、その納付書により同期間の保険料を納付したと推認できることから、同様に、特殊台帳の 49 年度の摘要欄に「納発」と押印された納付書は、申立期間①の納付書であると考えられるため、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、発行された納付書により、申立期間①の保険料を納付したと考えても、特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間②の直後の昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は、当初未納とされていたが、その後、申立人が所持していた領収書により、保険料の納付済期間に訂正されている上、特殊台帳にも当該期間の保険料が納付済みとなっていることから、行政側の記録管理が適切に行われて

いなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立期間①及び②について、いずれも2か月と短期間であり、申立期間の前後を通じ、申立人の夫の仕事に変更はなく、その夫の標準報酬月額から、申立期間の国民年金保険料を納付するだけの資力はあったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月、同年 5 月及び 55 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 55 年 4 月から同年 9 月まで

私の夫は、昭和 51 年 1 月に転居した際に、区役所で私の国民年金の任意加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、54 年 6 月に転居した後、夫が事業を始めたためしばらくは忙しかったことから、納付していなかったが、事業も軌道に乗り生活も落ち着いてきた翌年の秋ごろに、夫が金融機関で夫婦二人分をさかのぼってまとめて納付したにもかかわらず未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、昭和 55 年の秋ごろに金融機関でさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、その時点において、申立期間①については過年度納付、申立期間②については現年度納付することが可能であった上、申立期間①及び②の間の 54 年 6 月から 55 年 3 月までの期間の保険料は、過年度納付されていることが確認できることから、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているとともに、種別変更手続を適切に行っていることから、保険料の納付意欲は高かったもの

と認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月、同年 11 月、58 年 2 月、同年 3 月、61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月及び同年 11 月
② 昭和 58 年 2 月及び同年 3 月
③ 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 56 年 12 月に会社を退職したのをきっかけに、町役場で国民年金加入手続を行った。国民年金保険料については、私又は夫が金融機関で毎月又は数か月ごとに納付していた。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 57 年 9 月に国民年金被保険者資格の種別を強制から任意に変更していることが確認でき、任意へ種別変更手続を行ったにもかかわらず、その直後に国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②の国民年金保険料については、納付済みとなっている申立期間②直後の昭和 58 年 4 月以降の保険料額よりも安価であることから、申立人が申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間③について、申立人は長年にわたり国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたことから、第 3 号被保険者となる直前の 2 か月と短期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人の夫は、申立期間①、②及び③を通じて厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額から、申立人の国民年金保険料を納付するだけの十分な資力があったものと推認できる。

その上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金

保険料をすべて納付している上、任意加入している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間①、②及び③は、それぞれ2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和60年12月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、未納期間がないように納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年12月に会社を退職してから、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年10月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の保険料は、過年度納付により納付することは可能であった上、納付済みとされている申立期間直後の同年4月以降の保険料額よりも安価であることから、当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び第3号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4137

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月

私は、昭和52年10月に区役所で国民年金の任意加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、夫の転勤の都度、住所変更手続を行い、納付書により区役所等で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみ保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、夫の転勤の都度、住所変更手続を行い、納付書により区役所等で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳では、申立期間の前後を通じて当該手続が適切に行われていることが確認できる上、当時、納付書により区役所で保険料を納付することは可能であったことから、申立内容と一致する。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているとともに、種別変更手続を適切に行っていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年12月24日から28年9月1日までの期間について、A社の事業主は、申立人が26年12月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和31年9月30日から同年10月1日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、昭和26年12月から28年8月までは8,000円、31年9月は1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年12月24日から28年9月1日まで
② 昭和31年9月30日から同年10月1日まで

夫は、昭和21年の軍隊からの復員後は、35年までB社及びその関連会社に継続して勤務し、C職の仕事をしていた。それにもかかわらず、26年12月24日から28年9月1日までの期間及び31年9月30日から同年10月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和28年9月1日と記録されている。しかし、A社の元事業主は、同社はB社の子会社であり、従業員はすべ

てB社からの出向社員で、申立人もその一人として、当該期間にA社で勤務していたと述べていることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の資格取得日は、昭和26年12月24日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和26年12月24日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿に記載されている申立人の当該期間における標準報酬月額の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社の元事業主は、同社の解散が決まり、社員は全員、B社に復帰することとなったと証言していることから、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和31年9月30日、B社における資格取得日は同年10月1日と記録されており、当該期間は被保険者となっていない。

しかしながら、当初、A社が適用事業所でなくなった日（以下「全喪日」という。）は、申立人の資格喪失日と同日の昭和31年9月30日と記録されていたところ、同年10月1日に訂正されているが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同年9月30日に資格を喪失している者は、申立人を含め12名確認できるものの、同年10月1日に資格を喪失している者は存在しない。

一方、上記の12名のオンライン記録では、10名の資格喪失日は、昭和31年9月30日となっているが、同年10月1日となっている者が1名、A社の全喪日後である同年10月30日となっているものが1名確認でき、当該2名の資格喪失日は、B社におけるそれぞれの資格取得日と同日になっている。

また、上記の資格喪失日が昭和31年10月1日となっている者の被保険者台帳を確認したところ、当初、同年9月30日と記録されていた資格喪失日を同年10月30日と訂正された形跡が確認でき、オンライン記録、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳が、それぞれ異なった記録となっている。

これらのことについて、年金事務所に照会したところ、「全喪日の変更や、健康保険厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録における資格喪失日が異なっている者がいることについて、原因は不明である。」と回答しており、社会保険事務所においてA社の被保険者に係る記録管理が適切

に行われていたとは考え難い。

また、A社の元事業主は、「A社からB社への移籍については、被保険者記録に欠落が生じないように手続きしたはずである。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和31年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、申立人のA社における昭和31年8月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び同社C支店における同資格の取得日に係る記録をそれぞれ、昭和26年2月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月20日から27年4月1日まで

私は、昭和19年9月18日にA社に入社して以来、29年4月30日まで同社及びその支店に継続して勤務していたが、26年2月に同社B出張所から同社C支店に異動した時期の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び社員台帳並びに同僚の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和26年2月26日に、同社B出張所から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和26年1月及び同社C支店における27年4月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和60年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月1日から61年2月20日まで

私は、学生のころからA社に勤務し、社員になった昭和60年12月から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、申立期間の被保険者記録が欠落している。この期間について、給与明細書等を保管しているので厚生年金保険被保険者の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の申立期間に係る給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により、申立人が同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の厚生年金保険料の控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 3698

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から43年2月1日まで

私は、昭和42年10月から44年1月までA社で社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

この期間について、給料支払明細書を保管しているので被保険者記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の給料支払明細書及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元役員は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和23年9月1日、同資格の喪失日に係る記録を24年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から24年3月1日まで

私は、昭和21年4月4日から平成3年9月30日までA社（現在は、C社）に継続して勤務していた。社会保険事務所（当時）からの被保険者記録照会回答票の記録では、昭和23年9月1日から24年3月1日までの加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社発行の勤務証明書及び人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和23年9月1日に同社から同社B出張所に異動し、24年3月1日に同社B出張所からC社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳のA社における昭和23年8月の記録から、2,100円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届

を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 23 年 9 月から 24 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 3700 (事案 782 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月21日から同年3月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年3月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月21日から同年3月21日まで
申立期間について、新たな証拠となる同僚の証言書を提出するので、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、B社及び申立人は厚生年金保険料控除を確認できる資料等を保管しておらず、同僚からの証言も得られず、勤務実態及び保険料控除が確認できないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月9日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立期間のうち、昭和37年1月21日から同年3月2日までの期間について、今回の再申立てに当たり、申立人と同じ定時制高校在学中からA社C工場と同じ製造ラインに勤務していた同僚から、申立人とは同社C工場同期入社であり、申立人の勤務期間は34年8月から37年3月までであるとする証言書が提出された。

また、当該同僚に確認したところ、当初は申立人の勤務実態を不明と電話で供述したものの、卒業年次の記憶を再度確認した結果、申立人は同年3月まで勤務していたとする証言書を提出したと供述している。

さらに、再調査において、新たに申立人の高校3年次及び4年次の担任であった元教諭及び高校の同期生に照会したところ、元教諭は、「申立人

の卒業式は、昭和 37 年 3 月 1 日であった。その時はまだ申立人は、A 社 C 工場に勤務していた。」、また、高校の同級生 2 名は、「申立人は、37 年 3 月 1 日の卒業式の日には、まだ A 社 C 工場に勤務していた。」と供述している。

加えて、高校の校長から、卒業時まで A 社に勤務していたことを証明する「勤務確認証明書」が提出されていることから、申立人は、高校の卒業式が行われた昭和 37 年 3 月 1 日までは同社 C 工場に勤務していたことが認められる。

また、同僚は、「私の A 社の被保険者記録に相違は無い。相違があると言うほかの同僚も聞いたことは無い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月 21 日から同年 3 月 2 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 工場における昭和 36 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

なお、申立人の A 社における資格喪失日については、上述のとおり、申立人が昭和 37 年 3 月 1 日において同社に勤務していたとする供述はあるが、申立人の同日以降の勤務実態を確認できる関連資料、周辺事情は無いことから同年 3 月 2 日とすることが妥当である。

神奈川県厚生年金 事案 3701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年7月1日から同年8月10日まで

夫は、昭和29年7月1日付けで、A社B工場から同社C工場D課に転勤したにもかかわらず、同社C工場での厚生年金保険被保険者期間は同年8月10日からとなっているため、その間の被保険者記録が欠落している。いったん退職した事実は無いので記録の訂正をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

昭和29年7月1日にA社C工場において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚2名の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和29年7月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和29年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社C工場は昭和34年2月28日に、同社B工場は31年2月12日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主

は既に死亡しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年5月28日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年5月28日に訂正し、標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和29年1月15日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和29年1月15日）及び同資格の取得日（昭和29年5月1日）の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和32年7月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月28日から同年6月1日まで
② 昭和29年1月15日から同年5月1日まで
③ 昭和32年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和26年7月13日にA社に入社し、60年10月31日まで継

続して同社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に欠落期間があり、被保険者期間が継続していないのはおかしいので、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社C事業所に就職した後、同社B事業所に転勤したと主張しているところ、同社C事業所に昭和27年5月に入社したとする同僚は、申立人は同社C事業所と同社B事業所との間で異動を繰り返しており、一貫して同社の社員であった旨を証言していることから判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し（昭和27年5月28日に同社C事業所から同社B事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和27年6月の社会保険事務所(当時)の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、役員の所在も不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、当時、建設中であったD社の工場の手伝いで、部下と半年程度、E市に滞在していたが、当時在籍していたのはA社C事業所であったと主張しているところ、同行していたとする部下は、当該期間に同社C事業所において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できることから判断すると、申立人についても、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和28年12月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、役員の所在も不明であり確認できない。しかし、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資

格の喪失及び取得の届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が当該社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 1 月から同年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和 32 年 7 月 1 日に同社C事業所から同社B事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和 32 年 8 月の社会保険事務所の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、役員の所在も不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和21年2月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月27日から21年2月25日まで

私は、昭和22年1月に夫と結婚したため詳しいことは分からないが、夫は19年6月1日から49年3月31日までA社で継続して働いていたはずなのに、20年2月27日から21年2月25日までの同社本店の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和21年2月25日に同社本店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和20年1月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月30日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から57年1月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年10月30日、同資格の喪失日に係る記録を同年11月1日とし、その後の同社における同資格の取得日（昭和57年1月1日）に係る記録を56年12月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額は、昭和56年10月は24万円、同年12月は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月30日から57年1月1日まで

私は、昭和55年5月15日から57年4月21日までB社及びA社で継続して勤務していたが、このうち56年10月30日から57年1月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

B社が倒産したため、A社として営業を行うという説明が会社からあった記憶はあるものの、申立期間における給与明細書では厚生年金保険料が控除されている。

調査の上、申立期間をA社又はB社で厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年10月30日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から57年1月1日までの期間について、雇用保険の加入記録並びにA社及びB社の同僚の証言から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持している給与明細書から、昭和 56 年 10 月及び同年 12 月の厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書から昭和 56 年 10 月は 24 万円、同年 12 月は 22 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A 社は昭和 57 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所となっていないが、同社の事業主の妻及び同僚の証言並びに同社の商業登記簿謄本から、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の事業主は申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和 56 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、申立人が所持している給与明細書において同年 11 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C支店における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和27年4月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月29日から28年5月1日まで

夫は、昭和24年4月4日にA社に入社後、退職する平成5年6月14日まで継続して勤務していたが、昭和27年4月29日から28年5月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の経歴書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚が申立人は申立期間において、A社C支店に勤務していたと証言していることから、昭和27年4月29日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和28年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和45年8月1日から46年9月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額が8万6,000円であると認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を8万6,000円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から47年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月1日から46年9月30日まで
② 昭和46年9月30日から同年10月1日まで
③ 昭和46年10月1日から47年8月1日まで

私は、昭和30年10月1日から63年11月15日まで一貫してA社及び同社の関連会社に勤務していた。

申立期間①の標準報酬月額は6万8,000円となっているが、当時の給与と比べると低いような気がする。申立期間②当時は、B社D営業所か

らB社E営業所に異動しただけであるため、年金記録に空白が生じるはずが無い。申立期間③の標準報酬月額が8万6,000円となっているが、当時の給与と比べると低いような気がする。

申立期間①から③までについて、当時の給与明細書を提出するので、よく調べて、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において6万8,000円と記録されているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では8万6,000円と記録されていることが確認できる。

また、申立人が提出した昭和46年1月から同年8月までの給与明細書により、当該期間は、上記被保険者名簿に記載されている標準報酬月額8万6,000円に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、社会保険事務所に対して、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を8万6,000円として届け出たと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人が提出した給与明細書及び当時の辞令により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和46年10月1日にB社D営業所からC社E営業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書の保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の資格喪失日を昭和46年10月1日とすべきところ、事務処理の誤りにより同年9月30日として届け出てしまったと考えられる。」と回答している上、事業主が資格喪失日を同年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と記録することは考え難いことから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特

例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した当該期間の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、昭和46年10月は10万円、同年11月及び同年12月は11万8,000円、47年1月及び同年2月は10万4,000円、同年3月は11万8,000円、同年4月から同年6月までは10万4,000円、同年7月は13万4,000円であることが確認できる。

一方、上記の給与明細書により、事業主が控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、当該期間の全期間において9万2,000円であることが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額は、当該期間の厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出をしていないと回答していることから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び同社における同資格の取得日に係る記録を昭和38年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月30日から同年9月2日まで

私は、昭和36年4月1日から44年12月20日まで継続してA社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録によると、昭和38年8月30日にA社B事業所で資格を喪失し、同年9月2日に同社本社で資格を取得したこととなっており、被保険者期間が欠落している。これは、社内異動の際の事務処理ミスだと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人及びA社が保管する退職金支払明細書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が、「申立期間当時における転勤に係る厚生年金保険の得喪の事務処理内容を確認することはできないが、現在は、社内書類上の異動日を1日又は21日で統一している。」と回答しており、同社における転勤者の資格取得日を調査したところ、1日付けの者が多数であることが確認できることから、昭和38年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和38年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、同社保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載から、オンライン記録どおりの届出を行った旨を回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 3708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成18年2月24日に係る標準賞与額を41万円とし、19年7月6日に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年2月24日
② 平成19年7月6日

厚生年金保険被保険者記録によると、平成18年2月24日及び19年7月6日の賞与に係る記録が無い。会社から渡された成功報酬支払明細票では厚生年金保険料が控除されているため、事務手続上のミスがあったと考えられる。

調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された成功報酬支払明細票により、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、成功報酬支払明細票の控除保険料額から、平成18年2月24日は41万円、19年7月6日は150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、厚生年金保険料も納付していなかったとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年2月24日及び19年7月6日の賞与の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 3709 (事案 707 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和40年7月から42年9月までは3万9,000円、同年10月から43年7月までは4万2,000円、同年8月から44年5月までは4万8,000円、同年6月から46年6月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月31日から46年7月5日まで

私は、申立期間のすべてではないが、当時のA健康保険組合の標準報酬月額の記録を自分で入手した。その資料を提出するので、厚生年金保険の標準報酬月額について、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の提出した異動証明書、雇用保険の記録及び申立人と同様にB社からC社に異動した同僚の年金記録に空白が無いことなどから、申立人は、申立期間においてC社に継続して勤務し、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められ、申立期間の標準報酬月額は、申立人と業務の同質性が高い同僚の標準報酬月額を基に算定した金額をもって、平成21年3月19日にあっせんを行う旨の回答を行っている。

今回、申立人は、申立期間のうちの昭和41年2月23日から46年7月5日までの期間に係るA健康保険組合の標準報酬月額の記録と記録が訂正された申立期間の標準報酬月額が相違していると述べている。

A健康保険組合より提出された被保険者名簿により、申立期間のうち、昭和41年2月23日から46年7月5日までの期間に係る申立人の標準報酬

酬月額、41年2月から42年9月までは3万9,000円、同年10月から43年7月までは4万2,000円、同年8月から44年5月までは4万8,000円、同年6月から46年6月までは6万円と記録されていることが確認できる。

また、A健康保険組合は、「原則として、当組合の記録と厚生年金保険の記録は一致するはずである。」と回答している。

一方、申立期間のうちの、昭和40年7月31日から41年2月23日までの期間については、申立人はA健康保険組合の被保険者となっていない。

しかし、A健康保険組合は、「当組合の資格取得前からC社に勤務していた者については、資格取得時の標準報酬月額は、直前の報酬月額を基に算定しているはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年7月から41年1月までは、同年2月の申立人のA健康保険組合における記録から、3万9,000円、同年2月から46年6月までは、当該期間における申立人のA健康保険組合における記録から、41年2月から42年9月までは3万9,000円、同年10月から43年7月までは4万2,000円、同年8月から44年5月までは4万8,000円、同年6月から46年6月までは6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は解散しており、事業主及び申立期間当時の役員の所在も不明であるため確認できないが、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得届並びに申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び当該基礎届に基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日を昭和46年7月5日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る40年7月から46年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められるとの決定がされていることから、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）本社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和29年8月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月15日から同年8月2日まで

私は、昭和29年3月に入社し、平成7年に定年退職するまでA社に勤務していたが、昭和29年6月15日から同年8月2日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録、C社から提出された退職者一覧台帳及び社員プロフィールから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年8月2日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和29年5月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情事はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、D社)B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和26年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年6月19日から同年7月2日まで

私は、昭和22年4月1日にA社に入社し、平成3年11月18日まで継続して勤務していたにもかかわらず、同社B支店から同社C支店に転勤した際の申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとされているので、調査をして申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の保管する人事台帳及び履歴書並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和26年7月2日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和26年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月は1万8,000円、同年5月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和28年3月にA社に入社し、転勤を繰り返し、平成7年6月28日に退職するまで継続して勤務していた。昭和34年4月9日から同社B支店で勤務し、35年4月1日に同社本社に転勤したが、同日から同年6月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和35年4月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年4月は1万8,000円、同年5月は2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年1月23日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の同資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月23日から同年2月23日まで

私は、昭和45年1月23日からA社に勤務していたが、同年2月23日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことになっているので、調査して同資格の取得日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人は昭和45年1月23日に臨時員として入社したと回答している上、雇用保険被保険者資格の取得日も同日と記録されていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の保管する厚生年金保険被保険者証及び厚生年金基金加入員証の資格取得日は、いずれも昭和45年1月23日と記載されている。

さらに、事業主は、「申立人の入社日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行った。届出用紙は複写式であった。」と回答しており、A社が保管する厚生年金基金加入員資格取得届の資格取得日は、昭和45年1月23日と記載されている。

加えて、B厚生年金基金は、「事業主が最寄りの社会保険事務所に届出（複写式）を行い、当基金ではその（写し）を受領し保管している。」と回答し、同基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届の資格取得日は、昭和45年1月23日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和45年1月23日に厚生年金

保険被保険者の資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る前記厚生年金基金加入員資格取得届から、2万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで

私は、平成元年*月の20歳到達時は大学生であったが、父親の勧めにより、国民年金の任意加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、市役所の支所にて数か月分をまとめて納付していたと記憶している。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した平成元年*月以後に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、具体的な手続時期については記憶が曖昧であるとして
いることから、当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、学生の強制加入制度が施行された平成3年4月に国民年金に強制加入していることから、その前の申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間の前後を通じて同一住所に居住していたとしており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を数か月分ずつまとめて納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が強制加入により国民年金の被保険者となった平成3年4月から厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより国民年金の被保険者資格を喪失した5年3月までの保険料は、その大部分が数か月分ずつまとめて納付されていることが確認できることから、申立人の主張は、当該期間における保険料の納付方法を記憶していることによるものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 44 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 44 年 5 月まで

私は、昭和 38 年ごろ、亡くなった姉から私の国民年金についての話を聞いたことはあるが、その姉が、私の国民年金の加入手続や国民年金保険料を納付したということは聞いた憶えが無い。

しかし、国民年金と国民健康保険の加入は義務であり、私は国民健康保険には加入していたのだから、国民年金にも加入して国民年金保険料を納付していたと思う。

私は、申立期間が未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年ごろ、加入することが義務であった国民健康保険には加入していたため、国民年金にも加入して国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人に国民年金について話をしたとするその姉は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録では、申立人に国民年金について話をしたその姉及び母親は、申立期間について国民年金に未加入である上、申立人の妻も申立期間の大半が国民年金に未加入である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和 51 年 1 月と推認でき、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができな

い期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 45 年の結婚直後に、当時住んでいた市の市役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。国民健康保険と国民年金は一緒に加入するものであり、国民健康保険に加入していたことは間違いないはずだから、国民年金にも当然加入したはずである。

国民年金の加入手続の直前までのしばらくの期間は、国民年金保険料を納付していなかったが、その期間の保険料を納付しないと記録がつかず、将来年金をもらえないと聞いたので、さかのぼって保険料を納付した。納付した保険料の金額は、はっきり憶^{おぼ}えていないが、まとまった金額であった。未納期間は私の方が妻より長かったので、納付した保険料額も多かったと思う。

国民年金に加入した後は、きちんと国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年の結婚直後に当時居住していた市の市役所で国民健康保険の加入手続時に国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付していたはずであると主張し、その理由として国民健康保険と国民年金は一緒に加入するものだからとしている。しかし、同市では、国民健康保険と国民年金の加入手続は別に行われており、国民健康保険の加入手続を行えば同時に国民年金に加入させるという取扱いは行われておらず、国民健康保険の加入手続のみを行うことは可能であったことが確認されていることから、申立内容から国民健康保険の加入手続を行ったことはいかがえるものの、このことをもって国民年金にも加入していたと推認することは困難である。

また、申立人が国民年金の加入手続をしたとする市では、昭和 47 年 3 月まで、国民年金保険料は印紙検認方式で収納していたにもかかわらず、申立人は印紙検認方式の保険料納付方法についての記憶は無いと述べていること、及び同市を管轄する年金事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の氏名が見当たらないことを考え合わせると、申立人は 45 年ごろに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、特殊台帳によると申立人に対して昭和 50 年 12 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人が 45 年に加入手続を行い、その後の保険料を納付し続けていたのであれば、50 年に重複して手帳記号番号が払い出されることは考えにくいことに加え、同年 12 月に国民年金の加入手続を行ったところに、45 年 4 月以降の約 5 年分の未納期間の保険料を特例納付や過年度納付によって納付していることを考え合わせると、申立人が夫婦そろって国民年金の加入手続を行ったのは、50 年 12 月とする記録に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人は、加入手続を行ったときに、それまでの未納とされていた期間の国民年金保険料を納付したと主張していることに関して、前述のとおり昭和 50 年 12 月ごろに、45 年 4 月以降の約 5 年分の未納期間の保険料を特例納付や過年度納付によって納付したことが確認できるものの、さらにさかのぼって申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4141

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 9 月まで
平成元年 10 月ごろ、母親が、市役所で私及び兄の国民年金の加入手続きを行ってくれた。加入手続き後すぐに、母親が私及び兄の国民年金保険料をさかのぼれるだけさかのぼって一緒に納付してくれたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 10 月ごろ、その母親が、市役所で申立人及びその兄の国民年金の加入手続きを行い、申立人及びその兄の国民年金保険料をさかのぼれるだけさかのぼって一緒に納付したと主張しているが、申立人は、申立期間当時は大学生であったとしていることから、申立期間は任意加入期間となり、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行ったとする同年同月からしか国民年金に加入することはできず、その時点で、申立期間の初めの昭和 62 年 4 月までさかのぼって被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳では、申立人は、平成元年 10 月に国民年金に任意加入していることが確認できる上、被保険者名簿でも、申立期間は、未加入期間とされている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

神奈川国民年金 事案 4142

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成元年2月まで
私は、昭和62年4月ごろ、町役場で国民年金の加入手続を行ったと思う。
申立期間の国民年金保険料は、私が、町役場で毎月納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年4月ごろ、町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を町役場で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一町内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料月額は、納付済みとされている平成3年度の保険料月額と一致し、申立期間当時の実際の保険料月額とは相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から8年3月まで

私の父親は、私が学生だったころに、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、父親が金融機関で納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生だったころにその父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その父親から年金手帳を受け取った記憶は無く、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 55 年 3 月まで

私は、20 歳を過ぎた昭和 51 年 7 月ごろ、書籍等を見て、大学生でも国民年金に任意加入できると知り、将来のために市役所で加入手続を行い、毎月、1 万円ぐらいの国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していた。申立期間が、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 7 月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、1 万円ぐらいの国民年金保険料を納付していたとしているが、年金手帳の交付も受けていないと述べている上、国民年金の加入手続場所、保険料額等の記憶が曖昧であり、当時の状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、共済組合員に付番された番号であり、このほかに申立人に払い出された番号は、厚生年金保険被保険者記号番号のみであることに加え、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立人が学生であった申立期間の国民年金保険料を納付していたとする事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4145

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から同年 10 月まで

私は、会社を退職後、申立期間においては就職活動をしていたが、前職でAの仕事をしてきたことから、年金の空白期間を作らない方が良いとの認識をもっていた。そこで、当時の住所地の市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は私か妻が納付したと思う。申立期間について、妻は国民年金に加入し保険料を納付しているにもかかわらず、私は国民年金に加入しておらず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、当時住んでいた市の市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人及びその保険料を納付していたとするその妻の記憶も曖昧であり、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は申立期間当時の年金手帳に関する記憶が曖昧であり、会社で証書のようなものを保管していたと述べているものについても、厚生年金保険被保険者証と考えられる上、申立期間当時は厚生年金保険と国民年金は別の記号番号で管理されていたことから、申立人が申立期間当時、年金手帳が無いまま、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとは考え難い。

さらに、申立人に対しては申立期間の前後を通じて国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらないことを踏まえると、申立人は申立期間において、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から41年12月までの期間、44年2月から46年4月までの期間及び62年5月から63年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から41年12月まで
② 昭和44年2月から46年4月まで
③ 昭和62年5月から63年5月まで

私は、戦後の混乱期に、年老いた両親の世話をしていたので、社会保険制度の重要さを身にしみ感じていた。国民年金制度が発足した時、すぐに妻を加入させ、60歳になる昭和63年まで、国民年金保険料はすべて納付している。

また、私が、昭和38年以降に就職した会社で、社会保険の適用事業所になっていなかった際に適用事業所になるための手続等は、私が行っており、会社が社会保険の適用事業所になった日と、私の厚生年金保険の加入手続日は同一である。

私の国民年金については、事務手続の遅れなどで、数か月の空白期間があったとしても、1年以上も未加入とされていることは考えられず、国民健康保険に入っていたことは確かであることから、国民年金にも加入していたはずであり、届いた納付書などで支払うべきものを払わなかったことはありえず、申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険適用事業所を辞めた都度、国民健康保険にも加入したはずなので、当然に国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。しかし、申立期間当時、申立人が居住していた区では、国民健康保険と国民年金の加入手続

は別に行われており、国民健康保険の加入手続を行えば同時に国民年金へ加入させるという取扱いは行われておらず、国民健康保険の加入手続のみを行うことは可能であったことが確認されていることから、申立内容から国民健康保険の加入手続を行ったこととはうかがえるものの、このことをもって国民年金にも加入していたと推認することは困難である。

また、申立期間③について、申立人は、当該期間に対応する昭和 62 年分と 63 年分の確定申告書（控）を提出し、控除されている一人分の国民年金保険料相当額は自身のものであると主張している。しかし、申立人は申立期間③当時 60 歳を超えており、国民年金への加入は高齢任意加入被保険者として扱われるにもかかわらず、任意加入被保険者としての資格の取得や資格の喪失の記憶が無いことに加え、オンライン記録においても任意加入した形跡が全く見当たらないことから、申立人が国民年金に任意加入する手続を行い、保険料を納付していたとは考えにくく、確定申告書（控）に記載されている保険料については、第 1 号被保険者であった申立人の妻の分であると考えるのが自然である。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がなく、申立人の申立期間当時の住所地において、申立人が間違えられやすいと指摘した氏名でも検索を行ったが、手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間①、②及び③のいずれにおいても、申立人は国民年金に加入していなかったものと考えられ、国民年金の納付書が発行されることもなく、制度上国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4147

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月から 54 年 1 月まで

私は、就職した会社から、当分厚生年金保険には加入しないと言われたので、妻と区役所に行き、国民健康保険と同時に国民年金に加入した。

国民年金の加入手続は、区役所で私が行い、国民年金保険料は、妻が郵便局か区役所で納付してくれていた。

申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、妻が郵便局か区役所で納付していたと主張しているが、申立人は、年金手帳の交付を受けたかどうかを憶^{おぼ}えていないなど記憶が曖昧^{あいまい}である上、保険料の納付に関与しておらず、また、申立人の保険料を納付していたとする妻からも、具体的な証言を得ることができないことから、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 10 月ごろに居住していた市の区役所で払い出されていることが確認できることに加え、申立期間当時居住していたとする市においても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないことを踏まえると、申立人は、申立期間において、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年8月まで

私の父親が私の国民年金の加入手続を区役所で行ったが、加入時期については、私が20歳になった数年後としか記憶が無い。現在、私は平成2年3月に会社を退職した際にもらったオレンジ色の年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私の父親が区役所でさかのぼって数回に分けて納付したが、保険料額は記憶に無い。父親が姉の保険料と一緒に納付したはずなので申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった数年後、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって数回に分けて納付したと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその父親は現在病気のため証言を得ることはできないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立期間当時、申立人の父親が国民年金保険料と一緒に納付したとしている申立人の次姉も申立期間の大半が未納となっている。

また、その次姉の国民年金保険料の納付が開始された昭和62年7月から平成元年3月までの21か月の納付状況についてみると、昭和62年10月から平成3年4月にかけて3か月ずつ7回に分けて過年度納付している記録が確認でき、その納付方法は申立人が主張している保険料の納付方法と一致することから、申立人の父親が次姉の保険料を納付した時の記憶と取り違えている可能性があり、申立人もその可能性を否定できないとしている。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことに加え、申立人は昭和 62 年 9 月から平成 2 年 2 月までの厚生年金保険に加入していた期間に国民年金の加入手続を行ったとは考えられないとしていること、及び申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続日は同年 3 月ごろと推認されることを考え合わせると、申立人の父親は、申立人の次姉の国民年金保険料のみ、さかのぼって納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年11月から15年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月から15年2月まで

私は、平成14年12月に転職したが、就職先では、当初の3か月間は、試用期間で、厚生年金保険に加入することができなかったため、自分で国民年金の加入手続きを行い、コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、自身が、平成14年12月に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付をしていたと主張しているが、コンビニエンスストアで保険料を納付することができるようになったのは、平成16年度以降であり、申立内容と合致せず、申立期間の加入手続きに関する申立人の記憶も曖昧^{あいまい}で、その当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、オンライン記録によると、平成15年1月及び16年8月に申立期間に関する国民年金への加入勧奨が実施されていることから、それらの時点で申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月、12年1月、13年4月、同年10月、同年12月、14年1月、同年3月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月
② 平成12年1月
③ 平成13年4月
④ 平成13年10月
⑤ 平成13年12月及び14年1月
⑥ 平成14年3月
⑦ 平成14年5月

私は、国民年金に加入してから、国民年金保険料の納付を免除された期間を除き、保険料を時効により納付することができなくなる前に、毎月郵便局又は銀行で納付書により納付していた。

私は、申立期間の国民年金保険料について、漏れなく納付していたはずなのに、申立期間が未納とされているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、平成6年12月から17年3月までの間に納付済みとなっている国民年金保険料の納付年月日を見ると、その大半が、時効直前に過年度納付されており、そのことから、申立期間については、申立人が、時効直前に保険料を納付しようとしたものの、時効が成立してしまい、納付することができなかった可能性もうかがえ、現に時効成立後に納付し、保険料が還付され、未納となっている月も確認できる。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い上、申立期間は

7回に及んでおり、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から11年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から11年6月まで

私は、60歳になった平成6年*月に、自宅近くの市役所の窓口で国民年金の任意加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が銀行や郵便局の窓口で、65歳になる前月の11年*月まで、毎月納付書により納付していた。

私は、平成9年1月に、国民年金の資格喪失手続を行っていないにもかかわらず、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年1月に、国民年金の資格喪失手続を行った記憶は無く、申立期間の国民年金保険料については、毎月納付書により納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の保険料額についての記憶が定かではない上、申立人の国民年金の被保険者資格は、同年同月に喪失されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間中の平成10年2月に転居しているが、国民年金の住所変更手続はされていないことがオンライン記録により確認できることから、転居後の住所地において国民年金保険料の納付書が発行されたとは考えにくい。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、複数の年度にわたり、金融機関や行政機関において事務処理に不手際があったとも考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月、同年2月及び9年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月及び同年2月
② 平成9年12月

私は、平成7年12月に会社を退職した後、申立期間①の国民年金保険料の納付書が自宅に送付され、8年3月に再就職し、9年12月に退職した後に、申立期間②の保険料の納付書が自宅に送付されたので、私の母親がその都度近所の金融機関で保険料を納付したと聞いている。母親は、いずれにおいても「当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続は必要とされておらず、納付書は何もしなくても送られてくる仕組みだった。保険料は1万1,000円程度だった。」としている。

申立期間①及び②が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、当時、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金への切替手続を行わなくても、自動的に納付書が送付されてくる仕組みであったため、申立人についても国民年金の加入手続を行うことなく、送付された納付書により保険料を納付したと主張している。

しかし、申立人のように厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、国民年金被保険者の種別が第2号被保険者から第1号被保険者となった者が国民年金の加入手続を行わない場合、本人の届出手続を待たず職権で国民年金に加入させ、国民年金保険料の納付書が発行される運用が始まったのは、平成17年度以降であると確認できることから、申立期間当時において当該運用が行われていたとは考え難く、申立内容は不自然である。

また、申立期間①及び②について、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳においても、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらないことを考え合わせると、申立人が国民年金に加入していたとは考え難く、当該期間は、納付書が発行されることもなく、国民年金保険料を納付することができない期間であったと認められる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 3 月に会社を退職し、A 店を開業したが、経理処理を依頼していた会計事務所の担当者からの助言により、国民年金に加入することとし、私の妻が区役所で加入手続を行ったはずである。加入手続後の国民年金保険料については、妻が私の分の保険料も納付していたはずなのに、申立期間の私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 3 月に会計事務所の担当者の助言により、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその妻は、申立人の加入手続についての記憶は曖昧であり、国民年金に加入することを助言したとする会計事務所からは関連資料が存在せず、助言をしたかどうかは不明であるとの回答であることから、申立人の国民年金の加入状況を確認することはできない。

また、上述のとおり、申立人は、昭和 60 年 3 月にその妻が、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、これまで所持した年金手帳は 1 冊だけであるとしており、その年金手帳には「国民年金の記録」の欄に「1 号」のゴム印が押されていることが確認できることから、昭和 60 年法律第 34 号による改正後の国民年金法が施行された 61 年 4 月以降に、国民年金の記録が作成された年金手帳であると推認できる上、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の国民年金第 3 号被保険者の記録から 62 年 4 月と推認され、納付するとすれば過年度納付するほかないが、

申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、「さかのぼって納付した記憶は無い。」と述べているなど、申立内容と合致しない。

さらに、申立人は、自身が所持する「被保険者記録照会回答票」に記載された国民年金の資格取得年月日が昭和 60 年 3 月 31 日となっているため、その日に国民年金の加入手続を行い、そのころから国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の資格取得年月日は、加入手続日にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡^{そきゅう}及^{くわく}するため、加入手続日及び保険料納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 56 年 9 月までの期間及び 60 年 5 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から 56 年 9 月まで
② 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職した後の昭和 55 年 7 月ごろに、国民年金の加入手続を市役所で行ったが、その際に、職員から「厚生年金保険の番号を継続して国民年金でも使うことができる。」と説明され、国民年金手帳記号番号は年金手帳に記載されなかった。その後、再び厚生年金保険に加入し、60 年 5 月に会社を退職した際に、国民年金への切替手続を行ったが、年金手帳に手帳記号番号は記載されなかった。申立期間①及び②の国民年金保険料については、納付書により金融機関で未納とならないように納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 55 年 7 月ごろに国民年金の加入手続を行った際、厚生年金保険記号番号を継続して使用できると説明され、国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳は交付されなかったと主張しているが、申立期間①当時、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出される必要があり、申立内容と合致しない。

また、申立期間②について、申立人は、昭和 60 年 5 月ごろに年金手帳を持参して厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳では、国民年金手帳記号番号の記載が無い上、国民年金の被保険者資格を取得した形跡が見受けられない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 8 月に払い出されてい

ることが確認できる上、申立人は同年4月に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間①及び②は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで

私が就職をした昭和 59 年 6 月ごろに、私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、その際に交付された年金手帳を現在も所持している。加入手続後の国民年金保険料については、私又は私の母親が、納付書により郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 6 月ごろにその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その際に交付された年金手帳を現在も所持しており、その手帳のほかに年金手帳が交付された記憶は無いと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、62 年 6 月に払い出されていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、過年度納付により申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 2 月まで

昭和 61 年ごろ、勤め先の雇用主が、私や同僚の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、雇用主が私の給料から天引きし、私に代わって納付していたはずである。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤め先の雇用主が、申立人及び同僚の国民年金の加入手続きを行い、毎月、申立人の給料から申立期間の国民年金保険料を天引きして納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続き等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き等を行ったとする雇用主は、当時、従業員の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与したことはないと言明していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

神奈川国民年金 事案 4157

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 62 年 6 月まで

私が 20 歳になった昭和 52 年*月に、母親が市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、母親から「いつも自分の分と一緒に郵便局で納付していた。」と聞いていたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は、高齢のため証言を得ることができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は現在所持している年金手帳以外に年金手帳を受け取った記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は 126 か月と長期間に及んでおり、これだけの期間の事務処理を行政側が続けて誤るとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 58 年 3 月まで

私が 20 歳になる 1 か月前に、自宅に国民年金保険料の納付書が届き、母親が金融機関で保険料を納付してくれた。私は、申立期間当時働いていたが、十分な収入が得られなかったため、私が 20 歳になってから結婚するまでの間、母親が保険料を納付し続けており、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になってから結婚するまでの間、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人及びその母親は国民年金の加入手続を行ったことはなく、年金手帳の交付を受けたこともないとしている上、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は保険料の納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和 61 年 10 月に払い出されていることが確認できるが、申立期間を通じて、保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

神奈川県国民年金 事案 4159 (事案 3443 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 50 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年 3 月から 51 年 12 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 51 年 12 月まで

前に行った年金記録に係る確認申立てに対する委員会の判断では、昭和 49 年 6 月に加入手続を行っていないということで、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないと判断されたが、私の年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄には 49 年 6 月 1 日と記入され、区役所の印が押してあるため、この時点から、保険料を納付した。

昭和 50 年 3 月に、妻の国民年金の加入手続を行うため、妻と一緒に区役所に行き、妻は、国民年金の加入手続及び付加保険料の納付開始手続を、私は、付加保険料の納付開始手続を行い、妻と一緒に同年同月から付加保険料を納付した。

私が、付加保険料の納付を開始した時期は、妻の年金手帳にも記載があることで、確認することができる。

新たな資料は無いが、前回の申立てに対する判断に納得できないため、再度申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて国民年金の被保険者になった日」が、昭和 49 年 6 月 1 日であるため、その日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 12 月に払い出されており、この資格取得時期は加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日までさかのぼることから、加入手続時期及び国民年金保険料の納付の始期を特定するものではない点及び申立人の所持する年金手帳によると、

申立人の付加年金の加入時期は、52年1月となっていることが確認できる点を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月10日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて国民年金の被保険者になった日」が、昭和49年6月1日と記載されているため、その時点で、申立人が国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付し、50年3月からは、その妻と一緒に、国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことが、申立人の妻の年金手帳の記載により確認できると主張するが、この主張については、前述のとおり、既に当委員会で決定し、申立人に通知しているところであり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 45 年の結婚直後に、当時住んでいた市の市役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。国民健康保険と国民年金は一緒に加入するものであり、国民健康保険に加入していたことは間違いないはずだから、国民年金にも当然加入したはずである。

国民年金の加入手続の直前までのしばらくの期間は、国民年金保険料を納付していなかったが、その期間の保険料を納付しないと記録がつかず、将来年金をもらえないと聞いたので、さかのぼって保険料を納付した。納付した保険料の金額は、はっきり憶^{おぼ}えていないが、まとまった金額であった。未納期間は私の方が夫より短かったので、納付した保険料額は少なかつたと思う。

国民年金に加入した後は、きちんと国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年の結婚直後に当時居住していた市の市役所で国民健康保険の加入手続時に国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付していたはずであると主張し、その理由として国民健康保険と国民年金は一緒に加入するものだからとしている。しかし、同市では、国民健康保険と国民年金の加入手続は別に行われており、国民健康保険の加入手続を行えば同時に国民年金に加入させるという取扱いは行われておらず、国民健康保険の加入手続のみを行うことは可能であったことが確認されていることから、申立内容から国民健康保険の加入手続を行ったことはいかがえるものの、このことをもって国民年金にも加入していたと推認することは困難である。

また、申立人が国民年金の加入手続をしたとする市では、昭和 47 年 3 月まで、国民年金保険料は印紙検認方式で収納していたにもかかわらず、申立人は印紙検認方式の保険料納付方法についての記憶は無いと述べていること、及び同市を管轄する年金事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の氏名が見当たらないことを考え合わせると、申立人は 45 年ごろに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、現在の申立人のオンライン記録では、申立人に対して、昭和 50 年 12 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人が 45 年に加入手続を行い、その後の保険料を納付し続けていたのであれば、50 年に重複して手帳記号番号が払い出されることは考えにくいことに加え、申立人の夫は同年 12 月に国民年金の加入手続を行ったところに、45 年 4 月以降の約 5 年分の未納期間の保険料を特例納付や過年度納付によって納付していることを考え合わせると、申立人が夫婦そろって国民年金の加入手続を行ったのは、50 年 12 月とする記録に不自然さはいかたがえなくない。

加えて、申立人は、加入手続を行った時に、それまでの未納とされていた期間の国民年金保険料を納付したと主張していることに関して、前述のとおり申立人の夫は昭和 50 年 12 月ごろに、45 年 4 月以降の約 5 年分の未納期間の保険料を特例納付や過年度納付によって納付したことが確認できるものの、申立人は、納付した保険料額は夫より少なかったと述べるにとどまり、口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月19日から同年4月20日まで
② 昭和27年9月30日から32年12月1日まで

私は、学校を卒業した後、自宅近くのA社に就職し、昭和24年6月から33年2月まで継続して勤務していた。社会保険庁（当時）の記録を調べたら、25年2月19日から同年4月20日までの期間と、27年9月30日から32年12月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和24年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年2月19日に同資格を喪失した者が申立人を含め23名確認できるところ、そのうちの複数の同僚は、「会社の都合により、同期の者が強制的に休職させられた。」と述べており、上記の23名のうち、17名が、再度、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者台帳により、昭和24年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年2月19日に同資格を喪失した後、同年4月20日に資格を再度取得していることが確認でき、上記被保険者名簿と一致する。

申立期間②について、昭和32年12月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、「厚生年金保険に加入するまでの期間はアルバイトとして同社に勤務していたが、その期間中には申立人はいなかった。」と述べている。

このほか、申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月から26年9月18日まで

私は、昭和24年5月にA社において船員となり、B港を母港としてC湾で作業を行い、乗船から4年後の28年5月にD資格を取得した。

D資格を取得する場合には、少なくとも3年以上の乗船履歴が必要であるため、昭和26年9月から船員保険被保険者となっているのは、つじつまが合わない。入社してから1年以内に、会社から渡された健康保険被保険者証を使って病院へ行ったこともあるので、24年5月から船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D資格を昭和28年5月に取得しているところ、当時の同資格の受験資格の乗船履歴は3年以上と規定されていたことから、同資格の取得日より前に3年以上の乗船歴があったことは認められる。

しかし、オンライン記録において、A社が船員保険の適用事業所となっている期間は、昭和23年8月1日から24年10月20日までの期間及び26年1月17日以降であることから、申立期間のうち24年10月20日から26年1月16日までの期間は、同社は船員保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が勤務していたとするA社では、申立期間当時の人事記録や保険料控除を確認できる資料等はなく、同じ船で作業に従事していた同僚は既に亡くなっているため、勤務実態及び保険料控除を確認することができないほか、申立期間に陸上勤務をしていた同僚からも証言が得られなかった。

さらに、申立人は、A社へ入社した2か月後に発熱のため、E市の病院

において、薬を処方してもらったと述べているが、病院の所在地及び名称を記憶しておらず、健康保険被保険者証の種別を確認することができない。

このほか、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立期間における船員保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年9月4日まで

私は、高校を卒業した昭和24年4月からA社で勤務し、B地にあるC施設でD業務や、E業務をしていたが、A社で勤務した期間の厚生年金保険の被保険者資格取得日が25年9月4日になっている。欠落している期間について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が供述する申立期間の業務内容は具体的であり、勤務場所の周辺地図についての記憶も鮮明である上、当時C施設の近隣施設で勤務していた者の記憶とも一致しているところから、申立人が申立期間においてA社の労務従事者としてB地のC施設で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、A社における配属先の正式名称や同僚の名前を覚えていないため、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中から、申立期間における申立人の勤務場所、業務内容に該当すると思われる事業所等の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を複数冊縦覧し、100事業所近く確認したが、いずれの被保険者名簿にも申立人の名前は無かった。

さらに、A社の仕事に従事した者を統括するFに照会したところ、申立人に係る資料は確認できず、申立期間の雇用形態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 29 日から 35 年ごろまで
私は、昭和 27 年 3 月から 35 年ごろまで A 社で勤務していたが、30 年 6 月 29 日以降の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に継続して勤務していたと主張している。

しかし、複数の同僚から聴取したところ、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していた記憶があると述べている者がいる一方で、ほかの同僚は申立人が申立期間に A 社に勤務していたことを一切記憶していないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人が申立期間以後に勤務した B 社から入手した申立人の履歴書には、申立人の A 社における勤務記録は一切記載されていない。

さらに、申立人が勤務していた A 社は、現在、厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、事業主も死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることはできない。

加えて、申立人が A 社において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 10 日から 35 年 9 月 11 日まで

私は、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。

しかし、私がA社を退職した時には、所属部署の部長と課長に退職する旨を伝えただけで、総務人事課で退職手続はしておらず、最後の給与や退職金ももらってはいない。ましてや、脱退手当金を受給するための説明は会社からは無く、書類にサインなどもしていない。

私は、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金が支給されたこととなっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 9 月 11 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした 77 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、69 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 60 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同一資格喪失日の者で同一支給決定日の者が多数見受けられる。

また、上記に加え、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 11 月 10 日に支給決定されてい

るなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 55 年 11 月 1 日から 59 年 3 月 26 日まで
③ 昭和 62 年 1 月 5 日から同年 3 月 1 日まで
④ 昭和 62 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①においてはA社、申立期間②においてはB社、申立期間③においてはC社、申立期間④においてはD社に確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人が勤務していたとするA社は既に解散しており、当時の資料は保存されておらず、また、申立人は、同僚を覚えておらず、同僚からも申立人についての証言を得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認できない。

また、昭和 55 年 8 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚の 1 人は、「試用期間の 3 か月を経た後に厚生年金保険に加入した。」と証言しており、申立人についても同様の試用期間があったと推認できる。

申立期間②について、複数の同僚の証言により、申立人が当該期間にB社で勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚が、「入社時は、アルバイトの日給月給制で勤務していたが、会社から社員にならないと言われて 5、6 人が社員になり、

その時から厚生年金保険に加入した。」と証言しており、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、昭和59年3月26日に申立人のほか9人が一緒に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社の申立人に係る厚生年金基金の加入記録について、企業年金連合会に確認したところ、基金の加入記録はオンライン記録と一致している。

申立期間③について、C社の業務内容及び本店所在地等が申立人の申立内容と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、当該期間当時、雇用保険の基本手当支給の待機期間及び給付制限期間であったことが雇用保険支給台帳で確認できる。

また、同僚の1人は、「下請として働いていたこともあり、厚生年金保険に加入していた期間と働いていた期間は異なる。」と証言しており、C社では厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なった取扱いをしていたことがうかがわれる。

申立期間④について、D社に入社した時期について申立人の記憶は3月か4月と曖昧であり、複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態を確認できない。

また、申立人は、当該期間のうち、昭和62年3月1日から同年5月26日までの期間は、雇用保険の基本手当の給付制限期間及び受給期間であったことが雇用保険支給台帳で確認できる。

さらに、同僚の1人は、「3か月の試用期間があった後に正社員になったことを覚えており、その分厚生年金保険の加入期間と勤務していた期間に差がある。」と証言しており、申立人についても同様の試用期間があったと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 11 月 1 日まで
② 昭和 51 年 9 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで
③ 平成 4 年 7 月 1 日から 14 年 1 月 8 日まで

私は、昭和 44 年 4 月 1 日から平成 14 年 1 月 7 日まで A 社に継続して勤務していたが、昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 11 月 1 日までの期間、51 年 9 月 1 日から 61 年 10 月 1 日までの期間及び平成 4 年 7 月 1 日から 14 年 1 月 8 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間も厚生年金保険に加入していたはずで、当時の厚生年金保険料等の控除が確認できる書類は無いが、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の複数の同僚の回答から判断すると、申立人が申立期間において同社に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の複数の同僚は、「同社では、本人の希望を参考に社員を厚生年金保険に加入させていた。」と証言している上、当時の社会保険事務担当者は、「申立人本人の希望を基に、社会保険事務所（当時）への届出等を行っていた。」と証言している。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡している上、元取締役は、「当時の社会保険の取扱いは不明である。」と証言していることから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 12 月 31 日まで
私は、申立期間にA社に在籍し、B社において住み込みでC業務をしていた。厚生年金保険の記録によると、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に在籍し、B社において住み込みで勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、勤務形態について「朝は6時半ごろから8時ごろまで、夜は17時ごろから21時ごろまでの勤務だった。日中は拘束時間ではなく自由な時間だった。」と述べているところ、申立期間当時、A社に在籍し、B社でC業務の責任者であったとする同僚によると「住み込みで勤務していた従業員でもパートの人がおり、短時間勤務の人は社会保険に加入していなかった。」と証言していることを踏まえると、申立人は、厚生年金保険に加入しない雇用形態であったと考えられる。

また、申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無い上、申立期間当時、同社に勤務していた同僚は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険は一体で加入していたと述べているところ、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 27 日から 36 年 3 月ごろまで
私は、前職を辞めた直後、A社に昭和 34 年 10 月 27 日に入社し、36 年 3 月ごろまで働いていたのに、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。入社して、半年ほど後にB市にあった営業所が廃止となり、C市にあった本社勤務に変更になったことを覚えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、勤務場所や勤務内容を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録から、所在地がC市にある、A社と類似する名称の3社の存在を確認できたが、これらの事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 2 月 1 日から 22 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 2 月に父親が勤めていた A 社に入社し、10 年ほど勤めた。近所に住む友人にも声をかけ、その友人は私の数箇月後に入社したことを覚えている。

オンライン記録によると、申立期間について厚生年金保険の加入記録が欠落しているが、入社時から厚生年金保険料を控除されていたと思うので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立期間のうちの一部期間において、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は昭和 22 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 社が適用事業所となった昭和 22 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚によると、被保険者となった同日より前から同社に勤務しているが、被保険者になる前の期間は給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかは不明としており、控除されていたことをうかがわせる証言はなかった。

さらに、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3724 (事案 2251 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から40年4月11日まで
ねんきん特別便を見ると、A社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録になっていた。自分たち夫婦で個人事業所を経営するまで、継続して同一事業所に勤務していたと思っていたので、社会保険庁(当時)の記録を見てびっくりした。私自身、脱退手当金の手続は行っていないし、受け取った記憶も無いので記録の訂正をしてほしいと第三者委員会に申立てしたが、記録の訂正には至らないとの結果だった。当時の同僚も退職した際に脱退手当金は受け取っていないと言っているので、再度調査して記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和40年5月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である同年4月11日に資格を喪失している女性は3名おり、そのうち脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人のほかに1名いるが、その1名は申立人と同日に脱退手当金が支給決定されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして既に当委員会の決定に基づく平成22年3月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな周辺事情として、当時の同僚が脱退手当金を受給して

いないと主張しているが、同僚の脱退手当金支給記録は、A社を退職した日（昭和33年11月30日）の約4か月後の34年4月2日に支給されており、月数及び金額は法定支給額と一致する上、支給日は通算年金制度創設前であったことを勘案すると、本人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、同僚は、申立人がA社を退職する数年前には既に退職していたため、申立人が退職した当時のことは分からないと述べていることから、当時の状況を確認できず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年ごろから22年12月21日まで
② 昭和26年ごろから29年11月1日まで
③ 昭和41年11月1日から42年1月5日まで

私は、昭和20年に戦災に遭ってA地区へ行き、21年から父親が事業主であったB社において実家の手伝いをしながら勤務し、25年に退職した。26年からは父親が事業主であったC地区のD社において実家の手伝いをしながら勤務していた。その後、41年11月1日からE社でF担当者として勤務し、同社から同日付けの身分証明書も発行されているが、厚生年金保険の被保険者記録は42年1月5日からとなっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はB社において昭和21年ごろから勤務していたと述べている。

しかしながら、B社は申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日である昭和22年12月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていない。

また、申立人と同様に昭和22年12月21日に被保険者資格を取得している同僚のうち住所の判明した3名に文書照会を行い、1名から回答を得られたが、この同僚は、「21年6月4日から勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に保険料の控除があったかどうかは記憶していない。」と証言している。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、人事記録等の資料を得ることができず、申立人も給与明細書等を保管しておら

ず、当該期間における厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

申立期間②については、D社における雇用保険の記録により、昭和28年1月5日から41年11月15日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人が当該期間においてD社の事業主であったとしている自身の父親の厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同日の昭和29年11月1日となっている。

また、申立人より前にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚のうち住所の判明した1名と連絡が取れたが、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができなかった。

さらに、D社の元事業主は申立人の在籍期間、厚生年金保険の届出及び保険料控除について、関係書類等を保管していないため不明であると回答している。

加えて、申立人は給与明細書等を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

申立期間③については、申立人は昭和41年11月1日に発行されたE社の身分証明書を所持しており、当該期間に同社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨述べている。

しかし、E社の監査役で総務経理担当であった同僚は、「昭和37年の同社の設立時から数年間はパートやアルバイトを多く採用し、試用期間もあった。また、身分証明書についてはパートやアルバイト、試用期間中の者についても発行していたが、正社員にならないと厚生年金保険に加入させることはなかった。」旨を証言している。

また、E社の元事業主は、申立人の申立期間に係る在籍及び厚生年金保険料控除について関係書類が無いため不明であると述べている。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月まで

A社（現在は、B社）では、1週間の研修の後、同社C事業所のD職として配属が決まり、上司が迎えに来たことや、勤務期間中に成績が全国上位になったことを覚えている。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社C事業所に勤務していたと述べている。

しかし、B社の人事担当者は、「当社では社会保険関係の手続を本社一括で行っているため、申立期間当時のA社C事業所について確認できず詳細は不明である。」と証言している上、申立人が同社C事業所の上司として名前を挙げた元社員は連絡先不明のため、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、申立人はA社C事業所でD職をしていたと供述しているところ、同社の元社員は、D職は委任契約の事業所得者で、D職が社会保険に加入するには1か月ごとの査定があり、管理・監督者である内勤者（給与所得者）になった時点で社会保険に加入させてもらっていたと証言している。

さらに、B社の人事担当者は、「当社では毎年1,000名ぐらいの人員が入退職するほどに流動的であったため、ある程度の試用期間を設けてから社会保険に加入させていて、記録が確認できる従業員でも入社日から3か月から1年半と厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間がまちまちである。」と証言している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 16 日から 64 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、A社（現在は、B社）で昭和 63 年 12 月 16 日に被保険者資格を喪失しているが、私は、同年 12 月末日まで勤務していた。

当時は、A社の役員を退任した時期であり、不慣れな事務担当者による錯誤があったと思われる。同社の給与明細書はすべて所持しているので、年金記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは、同僚の証言及び申立人の勤務に係る業務手帳の写し等から推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和 63 年 12 月 15 日となっており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

また、B社は、「当時、厚生年金保険料については翌月控除だった。」と回答しているところ、申立人が提出した給与明細書によると、昭和 63 年 12 月の給与からは2か月分の厚生年金保険料が控除されていないことから、申立期間に係る厚生年金保険料については控除されていなかったものと認められる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月から 5 年 2 月 1 日まで

私は、平成 3 年 4 月から 6 年 11 月まで A 社（現在は、B 社）の派遣社員として、派遣先の C 社（現在は、D 社）で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では 5 年 2 月 1 日からになっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び本人の供述から、期間は定かではないが、申立人が A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、厚生年金保険の加入について、A 社の顧問社会保険労務士は、「申立期間当時、本人が希望すれば、厚生年金保険には加入させなかった。」と述べている。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「週 5 回の勤務となって、しばらくしてから、厚生年金保険に加入したらどうかと言われたが、1 年更新だったため、加入しなかった。」と述べている上、別の同僚も、「厚生年金保険は一定期間勤務することを条件に加入していた。」と供述している。

さらに、上記の顧問社会保険労務士から提出された A 社に係る社会保険被保険者台帳によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成 5 年 2 月 1 日であることが確認できる。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 ごろから同年 4 月 ごろまで
私は、A社に平成 3 年 1 月 ごろから同年 4 月 ごろまで勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録を見ると、その全部の期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していた。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録(平成 3 年 1 月 28 日から同年 3 月 25 日まで)から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、同僚から聴取したところ「従業員には社会保険に加入している人と加入していない人がいた。」と証言している上、A社の社会保険担当者から「従業員の勤務形態によって厚生年金保険に関する取扱いを変えている。」との回答を得ている。

また、上記の担当者は「申立人に関する厚生年金保険の届出と保険料納付については、書類の保存期間が過ぎていることから確認はできない。」としているものの、「厚生年金保険とB基金への届出は普段から同時に行うようにしており、同基金において加入した記録がなければ、厚生年金保険の届出がされていない可能性が高い。」との意見を述べているところ、申立人の同基金における加入記録は無い。

さらに、申立人は「申立後に、A社において厚生年金保険料を控除されていなかったことを思い出した。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3730

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 26 日から 48 年 2 月 26 日まで
私が勤めていたA社B工場は昭和 47 年 11 月 28 日に閉鎖となった。
しかし、残工事があり、上司 2 名と私の計 3 名で同年 11 月 26 日から
48 年 2 月 26 日まで工事をした。申立期間について厚生年金保険の被保
険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場は、昭和 47 年 11 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうちのほとんどの期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が行ったとする残工事について、その期間や規模等の申立人の記憶は曖昧であり、一緒に残工事をしたとする上司は既に死亡しており証言が得られない上、複数の同僚に照会をしても、申立人の申立期間における勤務実態に係る証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、3名で残工事を行ったとしていることから、A社B工場は、当時、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしておらず、申立期間には厚生年金保険に加入していなかったものとみられる。

加えて、社会保険事務所（当時）の記録から、申立人は、昭和 47 年 12 月から 48 年 3 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 18 日から 41 年 11 月 1 日まで
私は、A社に勤務していた時にB社（現在は、C社）に引き抜かれ、働き始めたのは、ちょうど忙しい時期の昭和 40 年 12 月 18 日だった。しかし、ねんきん特別便では同社での厚生年金保険被保険者の資格取得日が約 1 年後の 41 年 11 月 1 日となっているので、申立期間についても被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が記憶していた申立人と同じ職種の複数の同僚は、申立期間においてB社の厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる上、申立人より早く同社に入社し、申立人を同社に誘ったとする同僚は、申立人と同じ昭和 41 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得しており、これらのことから、同社では、厚生年金保険の加入について、個人ごとに取扱いが異なっていた状況がうかがわれる。

また、C社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立期間より少し前であるが、申立人と同様にB社における被保険者記録に欠落期間が生じた者が、年金記録確認D地方第三者委員会に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会が同僚に照会したところ、C社の役員から「当時、見習のような期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨の証言が得られている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月10日から61年12月25日まで
私は、昭和55年から61年までA社でB職として勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時の保険料控除を証明する給与明細書は残っていないが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が提出した資料及び同僚の証言により、申立人が当該期間においてA社に在籍していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立人が名前を挙げているほかのA社のB職2名はいずれも同社において厚生年金保険被保険者になっていないことが確認できる。

また、申立人は申立期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、上記のB職2名は連絡先が不明なため、証言を得ることができず、申立人を雇用したと証言している元取締役は、「申立人に係る資格取得喪失の届出、保険料控除及び保険料納付は行った。」と証言しているが、当時の関係書類は既に廃棄されており、この証言のほかにこれらの事実を確認できる資料が無い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者記録はほかに確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月ごろから29年10月ごろまで

私は、昭和26年3月に公共職業安定所の紹介で、B区にあったA社に就職した。同社は、C社（現在は、D社）の特約店であり、従業員は3人だった。同年の夏ごろに証書を受領し、約4年後の29年末ごろにE社へ転職した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、上記の同僚は、「当時、A社の従業員は私を含め4名であり、同社は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、同社は、従業員5人未満の事業所（いわゆる任意適用事業所）であり、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所の要件を備えていなかったものと認められる。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から27年4月1日まで
社会保険庁(当時)の年金記録を確認したところ、高校を卒業した昭和23年4月からA社に転職する前の28年1月まで、B県C郡D村(現在は、E市)のF委員会(現在は、G委員会)で事務吏員として勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が全く無いことが分かった。共済組合に照会し27年4月1日から28年1月までは共済年金に加入していたことが判明したが、在籍していた期間に対して加入期間が足りない。共済年金となっていない期間について、調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人と同一場所で勤務していたとして、申立人が名前を挙げた同僚が、「申立人が申立期間にF委員会に勤務していたことは記憶している。」と証言していることから、申立人が申立期間に同委員会に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人の所属していたB県C郡D村のF委員会は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、B県C郡D村役場及び類似する名称の事業所においても厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、E市のG委員会に照会したところ、申立期間当時の資料や名簿は確認できず、給与実態や厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、前記の同僚がF委員会に勤務していたとして記憶している複数の者については、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録を確認

することができない。

加えて、申立期間当時、厚生年金保険法では、国、地方公共団体又は法人に使用される者であり、吏員及び都道府県、市町村その他これに準ずべきものの事務所に使用される者については、厚生年金保険の適用を受けない旨規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3735 (事案 652 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 16 日から 45 年 7 月 16 日まで
夫の年金の手続をした平成 14 年 9 月ごろ、社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。受給した覚えがないので、その後、第三者委員会に申立てを行ったが、「年金記録を訂正する必要はない」という回答であった。

しかし、脱退手当金を受給したとする当時は、長男の出産を控えており、社会保険事務所の場所も知らなかった。再度、申し立てるので、納得のいく回答をもらいたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されており、申立期間に係る資格喪失日から約 4 か月後の昭和 45 年 11 月 13 日に支給決定されているほか、申立人は在職中に婚姻しているが、厚生年金保険被保険者台帳払出簿には氏名の変更処理がなされており、一連の事務処理に不自然さはないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時、長男の出産を控えており、また、社会保険事務所のある場所も知らないため、脱退手当金を受給していないと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年6月1日から20年9月15日まで
社会保険事務所(当時)から、私がA社に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとの回答があった。脱退手当金を受給した記憶は無いことから、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人の保険給付欄には、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できる上、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、支給決定日は、同社での被保険者資格の喪失日から約1年9か月後であるものの、当時は、被保険者資格の喪失から1年間の待機期間が必要であったことから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に脱退手当金が支給されたこととなっている昭和22年6月当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、高校卒業後の1年間に専門学校へ通った後、昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月までA社に勤めていた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市（現在は、C市）にあったA社に勤務していたと主張しているが、申立期間当時、B市にはA社という名称の事業所は確認できないところ、名称が類似するD社の事業主が「申立期間当時、申立人が勤務していたと思う。」と述べていることから、申立てに係る事業所は、同社であったと認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社及びD社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、同社の事業主は、同社は厚生年金保険に加入していたことはないと述べている。

また、申立人は、同僚の氏名についても姓を記憶しているのみであるため、これらの者の連絡先が判明せず、供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほかに保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 33 年 4 月から同年 12 月末ごろまで、A 社（現在は、B 社）で臨時工として勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、その期間の記録が全部欠落している。厚生年金保険料の控除が確認できる在職中の給与明細書等は持っていないが、当時の仕事は体調を崩すほどの重労働であり、大変であったことは鮮明に覚えている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に対して、申立人の在籍について照会したところ、「申立人が在籍していた事実を確認できる資料が無いため不明。」という回答であったが、申立人は、先輩の氏名や仕事内容を詳細に記憶していることから、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時の上司であったと記憶していた者は、「臨時工は、厚生年金保険には加入できなかったと記憶している。また、臨時工から本採用になる機会があったが、臨時工の期間は人それぞれであり、3 か月から半年ぐらひはあった上、その時の正社員の欠員の状況次第でもあった。」と証言している。

また、昭和 33 年 7 月に A 社の総務課に配属された者は、「臨時工には試用期間があり、すぐに社会保険に加入することはできなかった。また、試用期間は人それぞれではあるが、最低でも 3 か月から半年はあったと記憶している。」と証言している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した女性 10 名を任意に抽出し、

照会したところ、回答のあった7名のうち1名は、「私は、臨時工として入社した。臨時工であった期間がどのくらいであったかは覚えていないが、臨時工のころは厚生年金保険には加入させてもらえなかったが、ある日、会社側から声掛けがあり、本採用となった。そのころから厚生年金保険の加入記録がある。」と証言していることから、申立期間当時のA社では、臨時工として採用された者を入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがわれる。

加えて、上記の被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月ごろから28年11月ごろまで
私は、昭和27年7月ごろから28年11月ごろまでの期間に、A社（現在は、B社）C事業所に季節労働者として4回ほど勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないので、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社C事業所に季節労働者として勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、A社C事業所に季節労働者として勤務していた者の厚生年金保険の取扱いについて、「採用時に6か月以上の雇用契約を締結した者について加入手続を行っていた。」と回答しているところ、申立人は、申立期間に4回ほどA社C事業所に季節労働者として勤務したとしているが、「A社との雇用契約が6か月以上であったという記憶は無い。」と述べている。

また、申立人が申立期間において一緒に勤務していたと記憶する同僚2名のうち1名については、連続する11か月間の厚生年金保険の被保険者記録があるものの、もう1名は厚生年金保険の被保険者となっていない。この同僚によると何年間か続けて冬の期間だけ勤務したと述べており、継続する6か月以上の雇用契約ではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 16 日まで

私は、A社を退職後、B社に入社するまでの間、C県D市にあるE社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のE社についての説明と同社の閉鎖登記簿謄本の記載内容が一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、E社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記の謄本に記載されている役員は連絡先が不明であることから、これらの者から供述を得ることができない。

さらに、申立人の記憶する同僚についても連絡先が不明であることから、これらの者から供述を得ることができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3741 (事案 765 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から平成元年11月30日まで
申立期間のうちの厚生年金保険の被保険者期間(35社、94か月分)について、脱退手当金が支給済みであるとのことだが、受け取った記憶も無いので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、申立期間に係る最後の事業所を退職した8年3か月後の平成9年3月19日に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる上、当該支給決定日の約1か月半前に当たる同年2月7日において、申立人の氏名が旧姓から現在の氏名に変更されたほか、申立人に係る複数あった記号番号について、重複番号の取消しの記録が確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更及び重複取消しが行われたと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後に国民年金には加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、「脱退手当金の請求はしたが、受け取った記憶が無い。」というほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当委員会の通知に対して、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「脱退手当金を受け取った記憶が無い。」との主張を繰り返しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そ

のほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年ごろから 52 年 3 月ごろまで

私は、義姉が勤務していたA社（現在は、B社）に昭和 51 年ごろに入社し、長女を出産する*か月前である 52 年 3 月ごろまで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義姉の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、義姉の紹介でA社に勤務したと述べているところ、申立人の義姉は同社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、申立人の義姉は、自身が厚生年金保険に加入していない理由として、「A社に勤務していた当時は、夫の健康保険の被扶養者となっていたので、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べているところ、申立人についても、申立期間当時、夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、A社の後継企業であるB社の事業主は、「当時の人事記録及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料等は残っていない。」と回答している上、申立期間当時の代表取締役は、既に死亡しており、当時の事情を聴取できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 13 日から同年 11 月 1 日まで
私は、A社が設置していたB施設において、昭和 58 年 6 月 19 日から 60 年 5 月 20 日までC職の仕事をしていたが、事業主がA社からD社に変わった 59 年 7 月 13 日から同年 11 月 1 日までの厚生年金保険の記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がD社に勤務することになった経緯の記憶及び当時の同社の事業主の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社の事業主及び同僚は、新規採用者には3か月の試用期間があったとしている。

また、申立人の申立期間とほぼ同じ時期の昭和 59 年 9 月にD社のほかのB施設に採用された同僚は、入社から3か月間は試用期間があったと証言しており、この同僚は、同社で 60 年 1 月 1 日に厚生年金保険に加入していることについて問題は無いと供述している。

さらに、申立人は、当時のD社の事業主から、A社がB施設から撤退した際、身分も待遇もそのまま残ってほしいと言われたとしているが、当該事業主は、申立人の社会保険の取扱いについては、事務担当者に任せていたので分からないと回答している。

加えて、申立期間に係る給与明細書や源泉徴収票などの保険料控除を確認できる資料が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除に関する資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 7 日から 30 年 6 月 1 日まで
② 昭和 30 年 7 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B事業所に勤務していた期間について脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。しかし、脱退手当金の手続を行った覚えは無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 34 年 4 月 1 日の前後 2 年以内に資格を喪失した者 55 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、45 名について、資格喪失後 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がされており、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことも勘案すると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から昭和 34 年 4 月 21 日に当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、脱退手当金は被保険者資格を喪失した 2 か月後に支給され、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 1 日から 60 年 7 月 22 日まで

私は、昭和 58 年 3 月に A 施設を経営する B 社の C 事業所に入社し、A 施設がオープンした後も同社に D 係として勤務していた。当時、一緒に勤務していた同僚は厚生年金保険の被保険者記録があると聞いているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された B 社のパンフレット、同社で撮った同僚との写真及び同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社の厚生年金保険の新規適用日は昭和 58 年 9 月 1 日であり、申立期間の一部は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人とほぼ同時期に勤務していた同僚から、「B 社は、繁閑の差がある職場であった。また、入社時に配偶者との扶養関係について確認を行い、勤務形態等を考慮の上、厚生年金保険に加入するかどうかの確認を行っていたため、同社の厚生年金保険の新規適用日において、申立人は厚生年金保険に加入することを望まなかったのではないか。」との証言を得ていることから、同社では、従業員の個人の状況を勘案して厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、申立人の B 社における雇用保険の記録は、資格取得及び資格喪失を繰り返しており、繁忙期のみ勤務であったとも考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年9月6日から20年4月1日まで
昭和18年6月19日から26年6月18日まで、A社の船員として仕事に就いていた。18年6月19日にB港から船に乗り、同年9月5日にC港において負傷し、19年9月に退院した。同年11月ごろから20年8月15日まで同社でE職を務めた。18年9月6日から20年4月1日までの船員保険の被保険者記録が無い。この期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が自身の船員歴（船名、船主、職名、乗船・下船年月日等）を整理したメモ及びA社の事業主からの回答により、申立人が同社に在籍していたことは認められる。

しかし、申立人の当該メモから、昭和18年9月5日にけがのため下船し、療養した後の19年9月ごろA社に復帰し、同年11月ごろから終戦まで同社D寮でE職として勤務していたとしており、当該期間は乗船していなかったことが推認できる。

また、昭和20年4月1日より前は、「適用船舶に乗り込むため雇用されている者で、船内で使用されていない者」（以下「予備船員」という。）については、船員保険の適用がなかったところ、A社から、「申立期間は船員としての身分ではあるが、乗船していないため船員保険に未加入。また、船員保険の対象として取り扱わない場合は労働者年金保険への切り替えはしない。」との回答を得ており、申立人は申立期間においては、船員保険の適用外である予備船員であったと考えられる。

さらに、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除さ

れていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことは認めることはできない。